

一般社団法人 日本精密板金 DX 工業会 会員規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次のことを目的として活動する。

- ① 会員同士の情報交換、DX 成功事例の共有
- ② 精密板金業界の最新業界トレンドの情報共有
- ③ 精密板金の勝ち筋を研究し共有化

(理念)

第2条 本会は、「精密板金の勝ち筋は、フィジカル AI で進化する『全体最適型 DX 工場』である」という考え方を基本理念とする。

これは、日本のものづくりの強みである「現場力」と、AI・ロボット・ビッグデータ等の「DX 最新テクノロジー」を融合し、「部分最適の自動化」から「全工程最適化」へと進化する DX 工場の実現を目指すものである。

さらに、会員企業が「作る企業」から「最適化を提案・実現する企業」へと変革することを支援し、会員企業の競争力向上に寄与することを理念とする。

(事業)

第3条 本会は、前述の目的と理念を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員サクセス事例の工場見学会
- ② 海外視察ツアー
- ③ テクニカルセミナー、事例研究会
- ④ 会員向け YouTube 動画配信、季刊誌発行

(業界動向、成功事例、国内外の業界ニュース、会員工場紹介、注目の特集)

(会員の定義)

第4条 本会の会員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とは異なり、決議権を有さず、正会員、準会員と賛助会員で構成される

(会員の資格と条件)

第5条

正会員： 本会の目的と理念に賛同し、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人であって、精密板金加工業を営む中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定するものをいう※1）のうち、年間売上高が5億円以上、または同水準を目指す志を有するもの。（※1: 資本金5億円以下、従業員数300人以下）

準会員： 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した精密板金加工業を営む法人。

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した法人。
ただし、産業機械メーカーに該当する法人は除くものとする。

第2章 会員の手続き

(入会)

第6条 入会を希望する法人は、所定の申込書を提出して代表理事※、会長と副会長の承認を得るものとする。

※ 別紙の運営体制に記載された「運営統括責任者」と同じ。以降、代表理事と記す。

(会員の資格喪失)

第7条

1. 退会届を提出し、代表理事と正副会長の承認を得たとき（任意退会）
2. 会員が本法人の名誉を著しく毀損した場合、代表理事と会長・副会長の決議により除名できる。
3. 会費の滞納が1年以上続く場合、代表理事と会長・副会長の決議により除名できる。
4. 当該法人が解散したとき、または破産手続開始の決定を受けたとき。

(権利の喪失)

第8条 資格を失い、または退会したものは、本会对する一切の権利を喪失し、既納の入会金・会費および本会の資産に対し、なんら請求することはできない。

第3章 入会金・会費・権利・義務

(入会金・会費)

第9条 会員は、下記の入会金、及び会費を納入しなければならない。

正会員： 入会金 23,000 円、 会費（月額） 9,400 円

準会員： 入会金、会費 共に不要

賛助会員： 入会金 100,000 円、 会費（月額） 100,000 円

(納入方法)

第10条 納入方法は、原則として次のいずれかとする。

銀行振込（振込手数料は会員負担とする）

口座振替

(納入期限)

第11条 納入期限は、下記の通りとする。

入会金 : 入会月の翌月末まで

会費 (年払い) : 入会月の翌月末まで、以降自動継続

会費 (月払い) : 各月の月末まで

(権利)

第12条 会員は本会の事業に参加できる (参加費は別途定める場合あり)。

(義務)

第13条

1. 定款、本規則、および総会の決議を遵守する。
2. 会費を期日までに納入する。
3. 登録事項に変更があった場合、速やかに事務局に届け出る。
4. 工業会ホームページ等で会員情報の公開を許諾する。

第4章 役員

(役員を選出)

第14条 本会の取りまとめ役として、会長、副会長、常任理事を選出する。

(選出方法)

第15条 発起人会の議決により選出する。

(役割)

第16条

1. 会長は、本会の最高名誉職として、本会の運営を円滑にし、会員の士気を高めるため、主要なイベントに出席し、助言・指導を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠員のときはその職務を代行する。
3. 常任理事は、会長、副会長を補佐し、本会の運営を円滑にする支援を行う。

(任期)

第17条 役員任期は、2年間とする、ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

(規則の変更)

第18条 本規則の変更は、社員総会の承認を得て行う。

(個人情報保護)

第19条 会員情報は適切に管理し、本法人の活動目的以外には使用しない。

付則

この会員規則は2026年3月1日から施行する。